第二百十一回国会

参議院厚生労働委員会会議録第四号

令和五年三月二十八日（火曜日）
午後零時五十三分開会

出席者は左のとおり。

委員長　山田　宏君
理　事　こやり隆史君
　　島村　大君
　　比嘉奈津美君
　　川田　龍平君
　　山本　香苗君
委　員　生稲　晃子君
　　石田　昌宏君
　　神谷　政幸君
　　友納　理緒君
　　羽生田　俊君
　　藤井　一博君
　　星　北斗君
　　本田　顕子君
　　石橋　通宏君
　　打越さく良君
　　高木　真理君
　　窪田　哲也君
　　若松　謙維君
　　東　徹君
　　松野　明美君
　　田村　まみ君
　　芳賀　道也君
　　倉林　明子君
　　天畠　大輔君
国務大臣　厚生労働大臣　加藤　勝信君
事務局側　常任委員会専門員　佐伯　道子君

本日の会議に付した案件
○駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）
○戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長（山田宏君）　ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。加藤厚生労働大臣。

○国務大臣（加藤勝信君）　ただいま議題となりました駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明いたします。

まず、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

駐留軍関係離職者等臨時措置法については本年五月十六日限りで、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法については本年六月三十日限りで失効することとなっていますが、駐留軍関係離職者及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者については、今後も、国際情勢の変化等に伴い、なおその発生が予想されることから、これら二法の有効期限を五年延長するものであります。

なお、この法律案の施行期日は、公布の日としています。

次に、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

戦没者等の妻に対しましては、さきの大戦で夫を失った精神的痛苦に特別の慰藉を行うため、これまで特別給付金として国債を支給してきたところでありますが、本年、最終償還を迎えることから、国として引き続き戦没者等の妻に対し特別の慰藉を行うため、特別給付金として額面百十万円、五年償還の国債を五年ごとに二回支給するものであります。

なお、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、令和五年四月一日としています。

以上が、二法案の提案の理由及びその内容の概要でございます。

御審議の上、速やかに可決していただくことをお願いいたします。

○委員長（山田宏君）　以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十六分散会

三月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、保育・学童保育制度の抜本的改善に関する請願（第四二一号）（第四二二号）
一、安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求めることに関する請願（第四二三号）（第四二四号）（第四二五号）（第四二六号）
一、福祉職員の大幅な賃金の引上げと増員に関する請願（第四二七号）（第四二八号）（第四二九号）（第四三〇号）
一、全国一律最低賃金制度の実現に関する請願（第四三一号）（第四三二号）（第四三三号）（第四三四号）（第四三五号）（第四三六号）
一、安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求めることに関する請願（第四六九号）（第四七四号）
一、福祉職員の大幅な賃金の引上げと増員に関する請願（第四七五号）（第四七六号）
一、全国一律最低賃金制度の実現に関する請願（第四七七号）
一、安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求めることに関する請願（第五〇二号）（第五〇三号）
一、福祉職員の大幅な賃金の引上げと増員に関する請願（第五〇四号）（第五〇五号）
一、全国一律最低賃金制度の実現に関する請願（第五〇六号）（第五一一号）（第五一二号）（第五一三号）（第五一四号）（第五一五号）（第五一六号）（第五一七号）（第五一八号）（第五一九号）（第五二〇号）（第五二一号）

第四二一号　令和五年三月三日受理
保育・学童保育制度の抜本的改善に関する請願
請　願　者　北九州市　後田忠正　外九百九十八名
紹介議員　古賀　之士君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第四二二号　令和五年三月三日受理
保育・学童保育制度の抜本的改善に関する請願
請　願　者　大阪府高石市　鴫原志保　外六百五十八名
紹介議員　山下　芳生君
この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第四二三号　令和五年三月三日受理
安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求めることに関する請願
請　願　者　福岡市　岡本梓　外四百九十一名
紹介議員　野田　国義君
この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第四二四号　令和五年三月三日受理
安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求めることに関する請願
請　願　者　沖縄県浦添市　玉寄勝也　外百九十九名
紹介議員　髙良　鉄美君
この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第四二五号　令和五年三月三日受理
安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求めることに関する請願
請　願　者　愛知県豊橋市　杉林和子　外四百九十三名
紹介議員　山下　芳生君
この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第四二六号　令和五年三月三日受理
安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求めることに関する請願
請　願　者　愛媛県四国中央市　和田浩二　外六百五十五名
紹介議員　ながえ孝子君
この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第四二七号　令和五年三月三日受理
福祉職員の大幅な賃金の引上げと増員に関する請願
請　願　者　宮城県大崎市　古山美里　外百九十九名
紹介議員　石垣のりこ君
この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

第四二八号　令和五年三月三日受理
福祉職員の大幅な賃金の引上げと増員に関する請願
請　願　者　沖縄県浦添市　青山惠昭　外百九十九名
紹介議員　髙良　鉄美君
この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

第四二九号　令和五年三月三日受理
福祉職員の大幅な賃金の引上げと増員に関する請願
請　願　者　秋田市　佐藤範一　外百九十九名
紹介議員　寺田　静君
この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

第四三〇号　令和五年三月三日受理
福祉職員の大幅な賃金の引上げと増員に関する請願
請　願　者　愛媛県伊予郡砥部町　小池あずさ　外百九十八名
紹介議員　ながえ孝子君
この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

第四三一号　令和五年三月三日受理
全国一律最低賃金制度の実現に関する請願
請　願　者　山形県東置賜郡川西町　川崎里美　外二百四十八名
紹介議員　石垣のりこ君
この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第四三二号　令和五年三月三日受理
全国一律最低賃金制度の実現に関する請願
請　願　者　福岡県那珂川市　武内桂子　外千九百四十二名
紹介議員　古賀　之士君
この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第四三三号　令和五年三月三日受理
全国一律最低賃金制度の実現に関する請願
請　願　者　宮崎市　新竹美代子　外三百九十八名
紹介議員　髙良　鉄美君
この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第四三四号　令和五年三月三日受理
全国一律最低賃金制度の実現に関する請願
請　願　者　大阪府泉南市　堀川卓夫　外千二百三十二名
紹介議員　山下　芳生君
この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第四三五号　令和五年三月三日受理
全国一律最低賃金制度の実現に関する請願
請　願　者　岩手県一関市　志賀恵美子　外百八十九名
紹介議員　寺田　静君
この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第四三六号　令和五年三月三日受理
全国一律最低賃金制度の実現に関する請願
請　願　者　鳥取県東伯郡北栄町　見田ひとみ　外五百五十七名
紹介議員　ながえ孝子君
この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第四六九号　令和五年三月六日受理
安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求めることに関する請願
請　願　者　札幌市　石丸衛　外二百九十九名
紹介議員　紙　智子君
この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第四七四号　令和五年三月七日受理
安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求めることに関する請願
請　願　者　福島県南相馬市　大塚輝美　外六百十六名
紹介議員　木村　英子君
この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第四七五号　令和五年三月七日受理
福祉職員の大幅な賃金の引上げと増員に関する請願
請　願　者　横浜市　小林知加　外百九十九名
紹介議員　水野　素子君
この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

第四七六号　令和五年三月七日受理
福祉職員の大幅な賃金の引上げと増員に関する請願
請　願　者　愛知県春日井市　石川瑛士　外百九十九名
紹介議員　木村　英子君
この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

第四七七号　令和五年三月七日受理
全国一律最低賃金制度の実現に関する請願
請　願　者　大阪府枚方市　宗小都恵　外五百九十一名
紹介議員　木村　英子君
この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第五〇二号　令和五年三月八日受理
安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求めることに関する請願
請　願　者　東京都世田谷区　井上あさひ　外九百九十五名
紹介議員　山添　拓君
この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第五〇三号　令和五年三月八日受理
安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求めることに関する請願
請　願　者　広島県東広島市　中田恵子　外四百九十八名
紹介議員　天畠　大輔君
この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第五〇四号　令和五年三月八日受理
福祉職員の大幅な賃金の引上げと増員に関する請願
請　願　者　東京都板橋区　池田友子　外百九十九名
紹介議員　山添　拓君
この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

第五〇五号　令和五年三月八日受理
福祉職員の大幅な賃金の引上げと増員に関する請願
請　願　者　愛知県春日井市　小林信博　外百九十八名
紹介議員　天畠　大輔君
この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

第五〇六号　令和五年三月八日受理
全国一律最低賃金制度の実現に関する請願
請　願　者　東京都東村山市　秋元恵子　外百九十四名
紹介議員　山添　拓君
この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第五一一号　令和五年三月九日受理
全国一律最低賃金制度の実現に関する請願
請　願　者　福島県石川郡浅川町　生田目文　外二千五百四十六名
紹介議員　井上　哲士君
この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第五一二号　令和五年三月九日受理
全国一律最低賃金制度の実現に関する請願
請　願　者　福島県いわき市　長森久美子　外二千五百四十六名
紹介議員　伊藤　岳君
この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第五一三号　令和五年三月九日受理
全国一律最低賃金制度の実現に関する請願
請　願　者　山口県下関市　藤村昌秀　外二千五百四十六名
紹介議員　岩渕　友君
この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第五一四号　令和五年三月九日受理
全国一律最低賃金制度の実現に関する請願
請　願　者　山口県防府市　岩本直樹　外二千五百四十六名
紹介議員　紙　智子君
この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第五一五号　令和五年三月九日受理
全国一律最低賃金制度の実現に関する請願
請　願　者　山口市　桑原英樹　外二千五百四十六名
紹介議員　吉良よし子君
この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第五一六号　令和五年三月九日受理
全国一律最低賃金制度の実現に関する請願
請　願　者　長野県小諸市　依田潤子　外二千五百五十四名
紹介議員　倉林　明子君
この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第五一七号　令和五年三月九日受理
全国一律最低賃金制度の実現に関する請願
請　願　者　長野県佐久市　佐藤千寿　外二千五百四十六名
紹介議員　小池　晃君
この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第五一八号　令和五年三月九日受理
全国一律最低賃金制度の実現に関する請願
請　願　者　長野市　本島洋子　外二千五百四十六名
紹介議員　田村　智子君
この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第五一九号　令和五年三月九日受理
全国一律最低賃金制度の実現に関する請願
請　願　者　福島県いわき市　吉田トメ　外二千五百四十六名
紹介議員　仁比　聡平君
この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第五二〇号　令和五年三月九日受理
全国一律最低賃金制度の実現に関する請願
請　願　者　福島県いわき市　生田目実根子　外二千五百四十六名
紹介議員　山下　芳生君
この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第五二一号　令和五年三月九日受理
全国一律最低賃金制度の実現に関する請願
請　願　者　福島県西白河郡矢吹町　関根愛香　外二千五百四十六名
紹介議員　山添　拓君
この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

三月二十四日本委員会に左の案件が付託された。
一、保育・学童保育制度の抜本的改善に関する請願（第五三九号）
一、減らない年金、頼れる年金を求めることに関する請願（第五四〇号）
一、安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求めることに関する請願（第五四一号）
一、全国一律最低賃金制度の実現に関する請願（第五四二号）
一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第五四三号）
一、パーキンソン病患者への難病対策の推進に関する請願（第五五二号）
一、安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求めることに関する請願（第五五三号）（第五五四号）（第五五五号）
一、福祉職員の大幅な賃金の引上げと増員に関する請願（第五五六号）（第五五七号）
一、全国一律最低賃金制度の実現に関する請願（第五五八号）（第五五九号）
一、パーキンソン病患者への難病対策の推進に関する請願（第五七九号）
一、安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求めることに関する請願（第五八〇号）（第五八一号）
一、福祉職員の大幅な賃金の引上げと増員に関する請願（第五八二号）（第五八三号）
一、全国一律最低賃金制度の実現に関する請願（第五八四号）（第五八五号）
一、安全・安心の医療・介護実現のため、人員

増と処遇改善を求めることに関する請願（第六〇三号）

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第六〇四号）（第六〇五号）（第六〇六号）（第六〇七号）（第六〇八号）（第六〇九号）（第六一〇号）（第六一一号）（第六一二号）（第六一三号）（第六一四号）（第六一五号）（第六一六号）

一、西新潟中央病院、新潟医療センターを再編・統合対象とすることをやめ、大事な病院を守り、地域医療の拡充を求めることに関する請願（第六一七号）

一、腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第六二一号）

第五三九号　令和五年三月十日受理

保育・学童保育制度の抜本的改善に関する請願

請　願　者　札幌市　藤岡達也　外九百九十九名

紹介議員　徳永　エリ君

この請願の趣旨は、第一八号と同じである。

第五四〇号　令和五年三月十日受理

減らない年金、頼れる年金を求めることに関する請願

請　願　者　大阪市　大江晴江　外九名

紹介議員　山下　芳生君

この請願の趣旨は、第六〇号と同じである。

第五四一号　令和五年三月十日受理

安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求めることに関する請願

請　願　者　札幌市　関根和枝　外三百九十三名

紹介議員　徳永　エリ君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第五四二号　令和五年三月十日受理

全国一律最低賃金制度の実現に関する請願

請　願　者　札幌市　松本実香　外四百九十九名

紹介議員　徳永　エリ君

この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第五四三号　令和五年三月十日受理

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願

請　願　者　名古屋市　井上誠司　外七百八十二名

紹介議員　大塚　耕平君

我が国では、慢性腎臓病患者が千三百万人を超えると推計され、国民病の一つとも言われている。現在では早期発見、早期治療が可能になっているが、発症すると長期にわたる治療が必要で、経過を経てステージ四を超え慢性腎不全に至ると腎代替療法が必要となり、人工透析治療又は腎臓移植となる。現在、人工透析患者は三十四万人を超え、かつ毎年増加し続けている。また、腎臓移植希望登録者は一万四千人以上に上っている。国は腎疾患対策事業、糖尿病を含む生活習慣病対策事業などを推進しており、その成果や官民を挙げての啓発活動の効果などがあいまって透析患者の増加率こそ鈍化傾向となっているが、減少するまでに至っていない。加えて早期発見、適切な治療により透析導入の時期は遅くなったが、その結果、透析患者全体の高齢化が顕著となり通院支援、介護の確保、フレイル・サルコペニアの予防・改善などが喫緊の課題となっている。また、大規模地震、異常気象による災害などはいつ起こるか予測はできないが、万が一発生した場合、毎週三回の通院を要する透析患者には通院手段の確保や避難所での生活など大きな不安要素となる。腎臓病の早期発見、十分な保存期治療を求めるとともに、腎代替療法が必要となった場合の十分な説明と同意、そして、いつでも、どこでも、誰でも透析が受けられる社会を維持しつつ、高齢化対策、災害対策など新たな課題にも万全を期した上で、臓器移植についても一層国民の理解を進めること、また、再生医療の研究を進めることを求める。新型コロナウイルス感染症に関して世界を挙げて治療方法の研究が行われ、幾つかは実用化されているが、最大の対抗手段はワクチン接種とされている。今後ますますウィズコロナ（新型コロナウイルスとの共生）が進む中で、基礎疾患保有者は感染した場合に重症化のリスクが高く、常に不安を感じており、治療・入院体制など適切な対応を求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、新型コロナウイルス感染症対策において、ウィズコロナが進む中、感染した場合に重症化しやすい慢性腎臓病患者を含め基礎疾患を有する者の治療・入院体制の確保などを更に推進すること。

二、腎臓病の早期発見と重症化予防、透析患者及び腎移植患者を含む慢性腎臓病患者の生活の質の向上のため多職種が連携した取組を推進すること。

三、医療ニーズのある慢性腎臓病患者が、安心して介護保険施設に入所できるよう、医療と介護の連携体制を整備し、人的・財政的措置を検討すること。

四、透析患者の高齢化が顕著に現れ通院困難者が増えている。国と地方自治体が連携し、通院を支援する体制を整備するよう努めること。

五、広域災害発生時における透析患者について、治療施設の支援強化や受入体制の整備を始め生活の場及び通院手段の確保など国と地方自治体が連携し、患者の立場に立った対策の策定に努めること。

六、臓器移植の推進及び再生医療研究の促進に努めること。

第五五二号　令和五年三月十三日受理

パーキンソン病患者への難病対策の推進に関する請願

請　願　者　三重県津市　前川昭　外千四百七十三名

紹介議員　山本佐知子君

この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第五五三号　令和五年三月十三日受理

安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求めることに関する請願

請　願　者　山形市　影沢梓　外千百九十一名

紹介議員　舟山　康江君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第五五四号　令和五年三月十三日受理

安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求めることに関する請願

請　願　者　北海道岩内郡共和町　正治歩仁外二百九十四名

紹介議員　紙　智子君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第五五五号　令和五年三月十三日受理

安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求めることに関する請願

請　願　者　福岡県飯塚市　福澤博子　外四百九十五名

紹介議員　仁比　聡平君

この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第五五六号　令和五年三月十三日受理

福祉職員の大幅な賃金の引上げと増員に関する請願

請　願　者　山形県上山市　岩瀬淳一　外百九十九名

紹介議員　舟山　康江君

この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

第五五七号　令和五年三月十三日受理
福祉職員の大幅な賃金の引上げと増員に関する請願
請　願　者　大阪府枚方市　西村雅志　外百九十九名
紹介議員　仁比　聡平君
この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

第五五八号　令和五年三月十三日受理
全国一律最低賃金制度の実現に関する請願
請　願　者　宮城県宮城郡七ケ浜町　太宰朋仙　外八百七名
紹介議員　舟山　康江君
この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第五五九号　令和五年三月十三日受理
全国一律最低賃金制度の実現に関する請願
請　願　者　福岡県大牟田市　松尾勇篤　外五百八十四名
紹介議員　仁比　聡平君
この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第五七九号　令和五年三月十五日受理
パーキンソン病患者への難病対策の推進に関する請願
請　願　者　山形市　松木純子　外五百九名
紹介議員　芳賀　道也君
この請願の趣旨は、第三四五号と同じである。

第五八〇号　令和五年三月十五日受理
安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求めることに関する請願
請　願　者　名古屋市　平井建次　外二千百五十名
紹介議員　井上　哲士君
この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第五八一号　令和五年三月十五日受理
安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求めることに関する請願
請　願　者　愛知県豊川市　伊藤卓　外四百九十九名
紹介議員　田村　智子君
この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第五八二号　令和五年三月十五日受理
福祉職員の大幅な賃金の引上げと増員に関する請願
請　願　者　京都府宇治市　中須賀ツギ子　外百九十九名
紹介議員　井上　哲士君
この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

第五八三号　令和五年三月十五日受理
福祉職員の大幅な賃金の引上げと増員に関する請願
請　願　者　名古屋市　渡辺亜美　外百九十六名
紹介議員　田村　智子君
この請願の趣旨は、第三六八号と同じである。

第五八四号　令和五年三月十五日受理
全国一律最低賃金制度の実現に関する請願
請　願　者　兵庫県豊岡市　仲路元彦　外千三百三十五名
紹介議員　井上　哲士君
この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第五八五号　令和五年三月十五日受理
全国一律最低賃金制度の実現に関する請願
請　願　者　大阪市　藤井元気　外四百九十九名
紹介議員　田村　智子君
この請願の趣旨は、第三七四号と同じである。

第六〇三号　令和五年三月十六日受理
安全・安心の医療・介護実現のため、人員増と処遇改善を求めることに関する請願
請　願　者　北海道北見市　室本哲哉　外二百四十六名
紹介議員　徳永　エリ君
この請願の趣旨は、第三五七号と同じである。

第六〇四号　令和五年三月十六日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請　願　者　宮城県黒川郡大和町　尾張孝　外六百五十二名
紹介議員　石垣のりこ君
この請願の趣旨は、第五四三号と同じである。

第六〇五号　令和五年三月十六日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請　願　者　新潟市　佐藤文雄　外八百十二名
紹介議員　打越さく良君
この請願の趣旨は、第五四三号と同じである。

第六〇六号　令和五年三月十六日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請　願　者　長野県上田市　小林幸男　外千三百十九名
紹介議員　羽田　次郎君
この請願の趣旨は、第五四三号と同じである。

第六〇七号　令和五年三月十六日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請　願　者　宮崎市　永谷末男　外六百十五名
紹介議員　福島みずほ君
この請願の趣旨は、第五四三号と同じである。

第六〇八号　令和五年三月十六日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請　願　者　広島市　永田純二　外八百六十七名
紹介議員　三上　えり君
この請願の趣旨は、第五四三号と同じである。

第六〇九号　令和五年三月十六日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請　願　者　山口県宇部市　梅崎幸男　外八百三十三名
紹介議員　江島　潔君
この請願の趣旨は、第五四三号と同じである。

第六一〇号　令和五年三月十六日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請　願　者　神戸市　田中裕　外千九十九名
紹介議員　加田　裕之君
この請願の趣旨は、第五四三号と同じである。

第六一一号　令和五年三月十六日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請　願　者　茨城県那珂市　木村利文　外四百九十三名
紹介議員　上月　良祐君
この請願の趣旨は、第五四三号と同じである。

第六一二号　令和五年三月十六日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請　願　者　栃木県芳賀郡茂木町　清宮建治　外八百三十三名
紹介議員　高橋　克法君
この請願の趣旨は、第五四三号と同じである。

第六一三号　令和五年三月十六日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請　願　者　宮崎市　河崎洋子　外六百二十一名

紹介議員　長峯　誠君
この請願の趣旨は、第五四三号と同じである。

第六一四号　令和五年三月十六日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請　願　者　埼玉県草加市　今村哲之　外千九百十名
紹介議員　古川　俊治君
この請願の趣旨は、第五四三号と同じである。

第六一五号　令和五年三月十六日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請　願　者　愛知県小牧市　小久保和広　外七百十四名
紹介議員　伊藤　孝恵君
この請願の趣旨は、第五四三号と同じである。

第六一六号　令和五年三月十六日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請　願　者　滋賀県草津市　山口保広　外千四十名
紹介議員　嘉田由紀子君
この請願の趣旨は、第五四三号と同じである。

第六一七号　令和五年三月十六日受理
西新潟中央病院、新潟医療センターを再編・統合対象とすることをやめ、大事な病院を守り、地域医療の拡充を求めることに関する請願
請　願　者　新潟市　川井泉　外六百八十名
紹介議員　井上　哲士君
国は、全国の公立・公的病院に対し、入院ベッドを全体で五万床減らす地域医療構想に即した改革プランを求めてきた。しかし、ベッド削減が思うように進まないことから、診療実績が特に少ない、似たような機能の病院が車で二十分以内の所にあるという機械的な基準を設けて全国四百三十六の病院を名指しして再編統合計画を具体化するよう求めている。その中に新潟市西区の西新潟中央病院、新潟医療センターが含まれている。西新潟中央病院は、難病患者や結核患者の入院治療など他の病院では難しい患者の受入れを行い、新潟医療センターは、救急病院として年間約二千件の救急搬送を受け入れている。コロナ禍においてコロナ患者を受け入れ、治療のために懸命な努力を行っている病院である。西区市民から大事な病院を守ってほしいという声が出されている。国は、コロナ禍で患者受入病床を増やすことを求めながら、その一方で病床削減計画を進め、病床を削減した病院には消費税で補助金を出し、二〇二〇年度は約三千床削減、二〇二一年度は約一万床削減という本末転倒な政策を進めた。新潟市民の命と健康を守っている大事な病院の再編・統合はやめ、地域医療の拡大充実を求める。
ついては、次の事項について実現を図られたい。
一、西新潟中央病院、新潟医療センターを公立・公的病院再編リストから外すこと。
二、いつでも、どこでも、誰でも必要な医療が受けられるよう地域医療を拡大充実すること。

第六二一号　令和五年三月十六日受理
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願
請　願　者　広島県福山市　渕上純一　外八百六十四名
紹介議員　宮口　治子君
この請願の趣旨は、第五四三号と同じである。

三月二十八日本委員会に左の案件が付託された。
一、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
一、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律

（駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正）

第一条　駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「平成三十五年五月十六日」を「令和十年五月十六日」に改める。

（国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正）

第二条　国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十五年六月三十日」を「令和十年六月三十日」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から施行する。

（防衛省設置法及び自衛隊法の一部改正）

2　次に掲げる法律の規定中「令和五年五月十六日」を「令和十年五月十六日」に改める。

一　防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）附則第二項の表及び附則第四項

二　自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）附則第六項

（厚生労働省設置法の一部改正）

3　厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「平成三十五年五月十六日」を「令和十年五月十六日」に改める。

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律案

戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律

（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正）

第一条　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「昭和十二年七月七日」を「昭和六年九月十八日」に、「昭和三十八年四月一日」を「基準日」に改め、同条第一号中「もとの」を「元の」に改め、同条第二号中「以下」の下に「この号において」を加え、同条第三号中「に掲げる」を「、第四号若しくは第五号に掲げる」に、「同法」を「遺族援護法」に、「附則第二十項若しくは」を「附則第二十項、」に、「の規定」を「、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第二十七号）附則第五条第一項若しくは戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第五十一号）附則第七条第一項の規定」に改め、同条第四号中「に掲げる」を「又は第四号に掲げる」に、「同法」を「遺族援護法」に改め、同条第五号中「基づいて」の下に「又は同法第七条の三の規定により」を加え、同条第六号中「同法」を「遺族援護法」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の基準日は、令和五年四月一日とする。

第三条中第二項から第六項までを削り、第七項を第二項とする。

第四条第一項を次のように改める。

特別給付金の額は、百十万円とし、五年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

第十一条を削り、第十一条の二を第十一条とする。

附則第二項を次のように改める。

（国債の発行の日）

2　第四条第二項に規定する国債の発行の日は、令和五年十一月一日とする。

附則第三項から第七十五項までを削り、附則第七十六項を附則第三項とする。

第二条　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「令和五年四月一日」を「令和十年四月一日」に改める。

附則第二項中「令和五年十一月一日」を「令和十年十一月一日」に改める。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三条　戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

附則第九条を削る。

第四条　戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第百五十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条を削る。

第五条　戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条を次のように改める。

第十一条　削除

附則第十五条を次のように改める。

第十五条　削除

第六条　戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の二を次のように改める。

第四条の二　削除

（恩給法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七条　恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

附則第九条を削る。

第八条　恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置）」を付し、附則第五条及び第六条を次のように改める。

第五条及び第六条　削除

第九条　恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条の二を削る。

第十条　恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条の二を次のように改める。

第十六条の二　削除

（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十一条　旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第七条を削る。

（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律の一部改正）

第十二条　戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「平成三十三年旧法」を「令和三年旧法」に改め、同条第二項中「平成三十三年新法」を「令和三年新法」に、「平成三十三年旧法」を「令和三年旧法」に改め、同条第三項中「平成三十三年旧法」を「令和三年旧法」に、「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に、「平成三十三年新法」を「令和三年新法」に改め、同条第四項から第十二項までの規定中「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に、「平成三十三年新法」を「令和三年新法」に改め、同条第十三項中「平成三十三年新法」を「令和三年新法」に改める。

附則第六条の前の見出し及び同条中「平成三十三年新法」を「令和三年新法」に改める。

附則第七条第一項中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に、「平成三十三年新法」を「令和三年新法」に改め、同条第二項中「平成三十三年新法」を「令和三年新法」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律（令和五年法律第　　号）第一条の規定による改正前の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法附則第六十七項から第七十五項までに規定する者

附則第七条第二項第二号中「平成三十三年十月一日」を「令和三年十月一日」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　当該戦傷病者等の死亡前に離婚（離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情に入っ

ていると認められる場合を含む。）により当該戦傷病者等との婚姻を解消し、又は当該婚姻の取消しをした者

附則第七条第三項中「平成三十三年新法」を「令和三年新法」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第四条の規定　公布の日

二　第二条及び附則第三条の規定　令和十年四月一日

（第一条の規定による戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（以下「旧法」という。）の規定により支給し、又は支給すべきであった特別給付金については、なお従前の例による。

2　平成二十五年十月二日から平成二十九年十二月三十一日までの間に旧法第三条第二項から第六項までの規定による特別給付金を受ける権利を取得した者については、第一条の規定による改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（以下「令和五年新法」という。）第二条第一項の基準日は、同条第二項の規定にかかわらず、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日の属する年の四月一日（次条第二項において「令和五年新法特例基準日」という。）とし、令和五年新法第四条第二項に規定する国債の発行の日は、令和五年新法附則第二項の規定にかかわらず、当該年の十一月一日とする。

3　平成三十年一月一日から令和四年十月一日までの間に旧法第三条第二項から第六項までの規定による特別給付金を受ける権利を取得した者については、令和五年新法第三条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による特別給付金は、支給しない。

4　令和三年四月一日以降に戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）第三条第一項の規定による特別給付金を受ける権利を取得した者については、令和五年新法第三条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による特別給付金は、支給しない。

5　前項に規定する者であって、令和八年四月一日において令和五年新法第二条第一項各号に掲げる給付を受ける権利を有するもの（次条第六項において「特定戦没者等の妻」という。）には、前項の規定にかかわらず、令和五年新法第三条第一項の規定による特別給付金を支給する。

6　前項の規定により特別給付金を受ける権利を取得するに至った者に交付する令和五年新法第四条第二項に規定する国債の発行の日は、令和五年新法附則第二項の規定にかかわらず、令和八年十一月一日とする。

（第二条の規定による戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定の施行の際現に令和五年新法の規定により支給し、又は支給すべきであった特別給付金については、なお従前の例による。

2　前条第二項に規定する者については、第二条の規定による改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（以下「令和十年新法」という。）第二条第一項の基準日は、同条第二項の規定にかかわらず、令和五年新法特例基準日から五年を経過した日の属する年の四月一日とし、令和十年新法第四条第二項に規定する国債の発行の日は、令和十年新法附則第二項の規定にかかわらず、当該年の十一月一日とする。

3　前条第三項に規定する者については、令和十年新法第二条第一項の基準日は、同条第二項の規定にかかわらず、旧法第三条第二項から第六項までの規定による特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日の属する年の四月一日（次項において「令和十年新法特例基準日」という。）とし、令和十年新法第四条第二項に規定する国債の発行の日は、令和十年新法附則第二項の規定にかかわらず、当該年の十一月一日とする。

4　前条第三項に規定する者であって、令和十年新法特例基準日から五年を経過した日において令和十年新法第二条第一項各号に掲げる給付を受ける権利を有するものには、特別給付金を支給する。

5　令和十年新法第三条第二項及び第四条から第十三条まで並びに附則第二項及び第三項の規定は、前項の規定による特別給付金について準用する。この場合において、令和十年新法附則第二項中「令和十年十一月一日」とあるのは、「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律（令和五年法律第　号）附則第三条第三項に規定する令和十年新法特例基準日から五年を経過した日の属する年の十一月一日」と読み替えるものとする。

6　特定戦没者等の妻については、令和十年新法第二条第一項の基準日は、同条第二項の規定にかかわらず、令和十三年四月一日とし、令和十年新法第四条第二項に規定する国債の発行の日は、令和十年新法附

則第二項の規定にかかわらず、同年十一月一日とする。

（政令への委任）

第四条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第百九条中「前条の規定による改正後の」を削り、「第二条第六号」を「第二条第一項第六号」に改める。

令和五年六月八日作成　参議院事務局　作成者　東京法令出版株式会社